



食べものに、
もったいないを、
もういちど。

NO-FOODLOSS PROJECT

(ろすのん)

食品ロスの現状と フードバンク活動支援の取組について

令和5年10月

農林水産省

外食・食文化課

食品ロス・リサイクル対策室



1	食品ロスの現状・目標	3
1	食品ロスの削減に関する法制度	10
1	事業系食品ロスの削減に向けた取組	15
1	フードバンク活動の推進・支援	18

食品ロスの現状・目標

食品ロスが引き起こす問題

環境問題

水分の多い食品は、廃棄の際に
運搬や焼却で余分なCO₂を排出

食料生産により
多量のエネルギーを消費

市町村におけるごみ処理経費

2兆1,290億円 (令和2年度)

(平成25年度比+2,780億円(+15%))

1人当たりの経費=**16,800円/年**

(平成25年度比+2,400億円(+17%))

食料問題

世界の9人に1人が栄養不足
(約8億人)



世界人口
国連推計

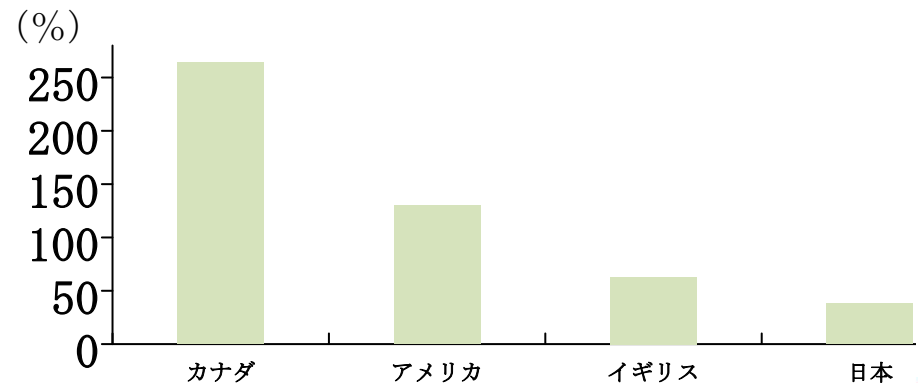
77億人(2019)

↓
97億人
(2050)

摂取カロリーから見た食料自給率

37% (令和2年度)

(先進国では最低水準)



食品ロスに関する国際的な関心の高まり

- 2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、食料の損失・廃棄の削減を目標に設定。

■ 国連「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(平成27年9月)

ミレニアム開発目標の後継となる2016年以降2030年までの国際開発目標(17のゴールと169のターゲット) 27年9月に国連で開催された首脳会議にて採択。



ターゲット12.3

2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。

ターゲット12.5

2030年までに廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。



日本の「食品ロス量」

約523万トン



事業系

約279万トン



家庭系

約244万トン



国民1人当たり食品ロス量

1日 約114g

※ 茶碗約1杯（約150g）のご飯の量に近い量

年間 約42kg

※ 年間1人当たりの米の消費量（約51kg）に近い量

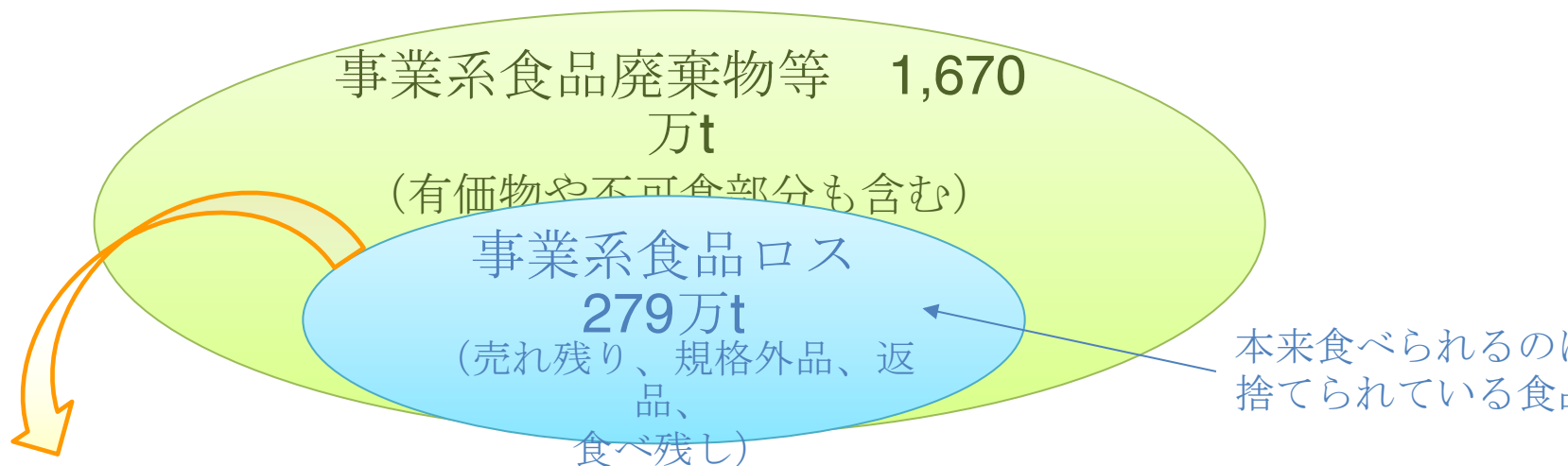


資料：総務省人口推計（2021年10月1日）
令和2年度食料需給表（確定値）

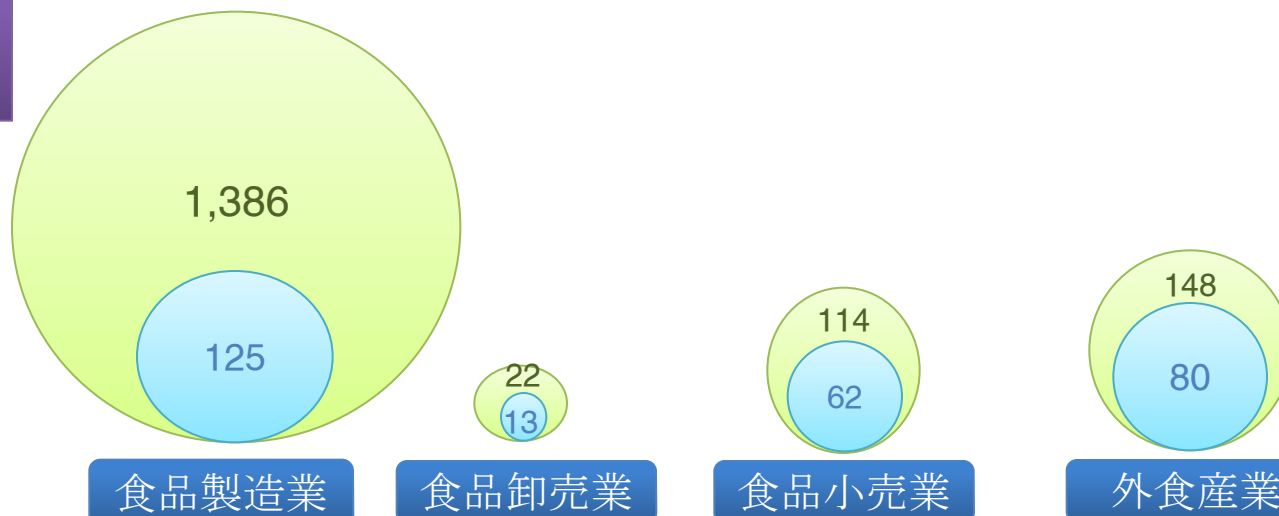
事業系の食品廃棄物等と食品ロスの発生量（令和3年度推計）

【食品ロス】

国民に供給された食料のうち本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品



発生場所ごとの食品ロス



事業系食品ロス削減に関する目標

【目標】 2000年度比（547万トン）で、2030年度までに半減させる（273万トン）

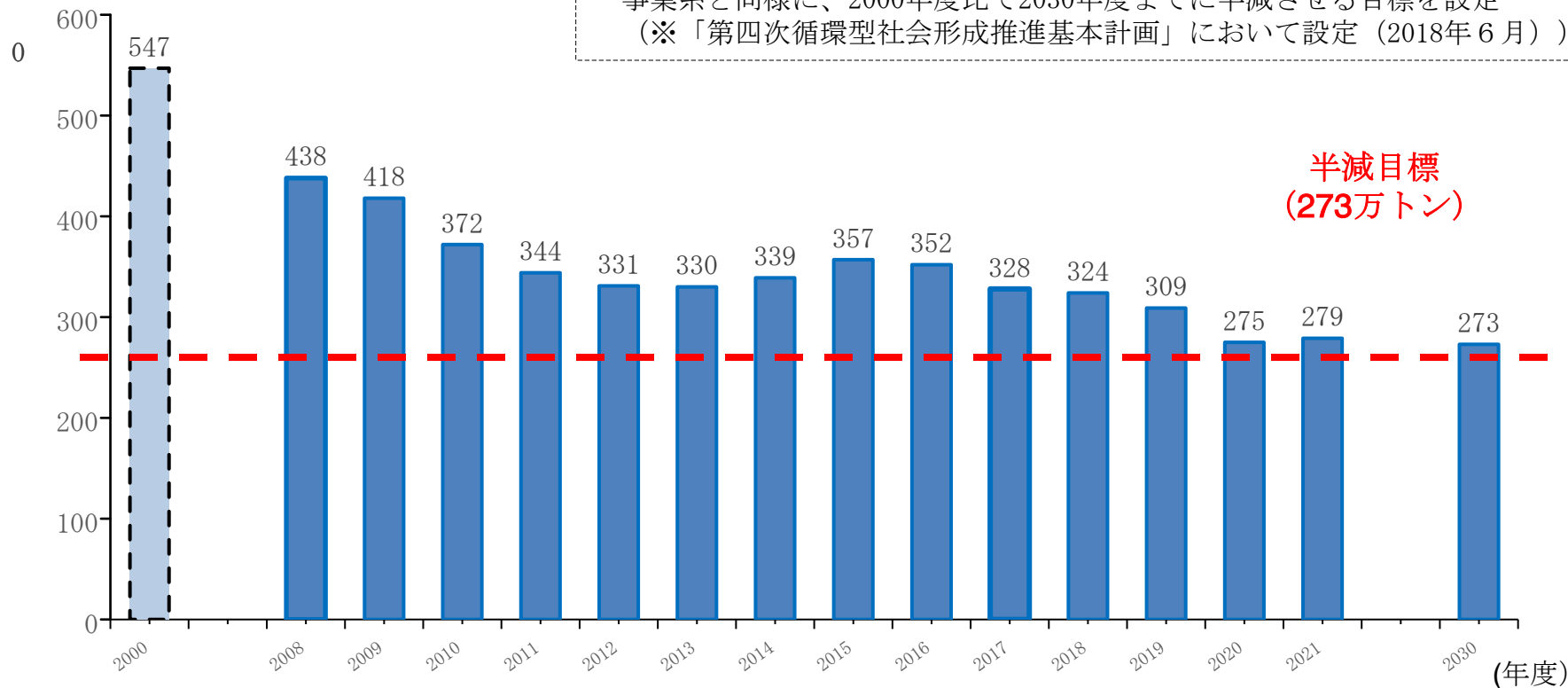
※食品リサイクル法の基本方針(2019年7月)、食品ロス削減推進法の基本方針(2020年3月)において設定。

※起点となる2000年度は、食品リサイクル法成立の年度

【目標達成に向けた考え方】

異業種との協働による取組や消費者も一体となった更なる機運醸成や行動変革等、様々なステークホルダーとの連携が必須であり、これをなくして本目標の達成は難しい。

事業系食品ロス量（万トン）



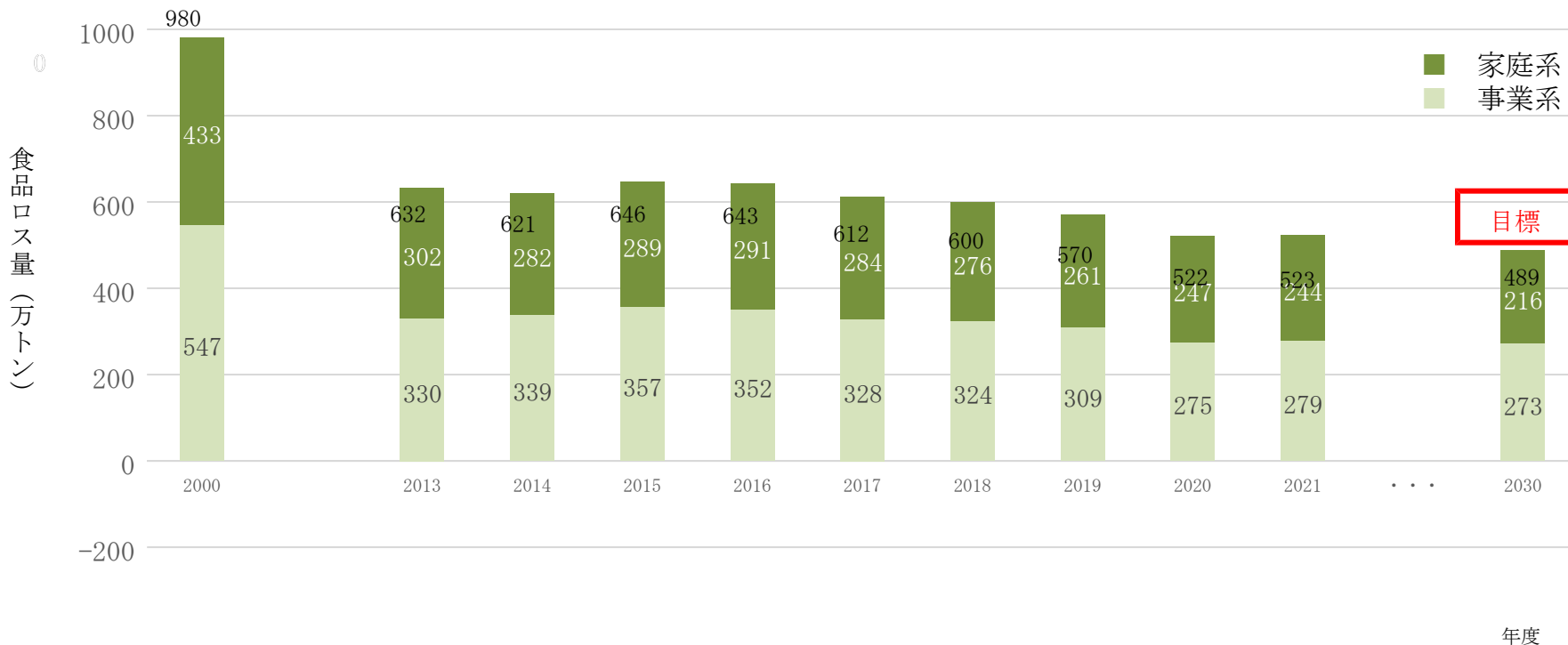
(参考) 家庭系食品ロス

事業系と同様に、2000年度比で2030年度までに半減させる目標を設定

(※「第四次循環型社会形成推進基本計画」において設定(2018年6月))

食品ロス量の推移と削減目標

- 2030年度に、2000年度と比べ、家庭系食品ロス量、事業系食品ロス量いずれも半減できるよう取組を推進。



年度	2000	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021 (/2000)	2030 (/2000)
家庭系	433	302	282	289	291	284	276	261	247	244 (▲56%)	216 (▲50%)
事業系	547	330	339	357	352	328	324	309	275	279 (▲51%)	273 (▲50%)
合計	980	632	621	646	643	612	600	570	522	523 (▲53%)	489 (▲50%)

(農林水産省及び環境省 推計) (単位 万トン)

※端数処理により合計と内訳の計が一致しないことがあります。

()内の数字は、2000年度と比較した減少率

資料：消費者庁「食品ロス削減関係参考資料」

食品ロスの削減に関する法制度

循環型社会形成の推進

循環型社会形成推進基本法 (基本的枠組み法)

容器包装リサイクル法

家電リサイクル法

食品リサイクル法

建設リサイクル法

自動車リサイクル法

小型家電リサイクル法

(取組の優先順位)

①発生抑制 (Reduce)

②再使用 (Reuse)

③再生利用 (Recycle)

④熱回収

⑤適正処分

食品リサイクル法

食品の売れ残りや食べ残し、製造・加工・調理の過程に応じて生じた残さ等の食品廃棄物等について、

①発生抑制と減量化による最終処分量の減少

②飼料や肥料等への利用、熱回収等の再生利用

についての基本方針を定め、食品関連事業者による取組を促進。

食品リサイクル法の概要（平成12年法律第116号〔平成19年12月改正〕）

○主務大臣による基本方針の策定 （令和元年7月）

- 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向
- 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標 等

○再生利用等の促進①

- 主務大臣による判断基準の提示（省令）
 - ・再生利用等を行うに当たっての基準
 - ・個々の事業者毎の取組目標の設定
 - ・発生抑制の目標設定 等

※食品廃棄物等の発生を可能な限り抑制すること。

※食品廃棄物等の発生の抑制を実施するに当たって、講ずべき措置

- ・食品の製造・加工過程…原材料の使用の合理化
- ・食品の流通過程…食品の品質管理の高度化その他配送及び保管の方法の改善
- ・食品の販売過程…食品の売れ残りを減少させるための工夫
- ・食品の調理・食事の提供過程…調理方法の改善、食べ残しを減少させるための工夫

等

○再生利用等の促進②

- 主務大臣あてに食品廃棄物等発生量等の定期報告義務
（発生量が年間100トン以上の者）
- 事業者の再生利用等の円滑化
 - ・「登録再生利用事業者制度」によるリサイクル業者の育成・確保
 - ・「再生利用事業計画認定制度」による優良事例（食品リサイクル・ループ）の形成

○指導、勧告等の措置

- 全ての食品関連事業者に対する指導、助言
 - ・前年度の食品廃棄物等の発生量が100トン以上の者に対する勧告・公表・命令・罰金（取組が著しく不十分な場合）

食品リサイクル法基本方針における食品ロス削減の位置づけ

- 食品リサイクル法の基本方針では、食品ロスの削減を含めて食品廃棄物等の発生抑制が優先と位置づけ。その上で発生してしまったものについて、リサイクル等を推進。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針(令和元年7月)



- 「基本理念」に食品ロスの削減を明記し、事業系食品ロスの削減に関して、2000年度比で、2030年度までに半減させる目標を設定。
- 食品関連事業者は、食品廃棄物等の発生原単位が基準発生原単位以下になるよう努力。
- 様々な関係者が連携して、サプライチェーン全体で食品ロス削減国民運動を展開。

<具体的な取組（食品関連事業者・消費者・地方公共団体・国が実施）>

- 納品期限の緩和などフードチェーン全体での商慣習の見直し
- 賞味期限の延長と年月表示化
- 食品廃棄物等の継続的な計量
- 食べきり運動の推進
- 食中毒等の食品事故が発生するリスク等に関する合意を前提とした食べ残した料理を持ち帰るための容器（ドギーバッグ）の導入
- **フードバンク活動の積極的な活用**
- 食品ロスの削減に向けた消費者とのコミュニケーション、普及啓発等の推進 等

食品ロス削減推進法の概要（令和元年法律第19号）



前文

i 世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題であることを明示

i 食品ロスを削減していくための基本的な視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組む、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことを明記

食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進（第8条）

食品リサイクル法等に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策の実施に当たっては、この法律の趣旨・内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進

食品ロス削減月間（第9条）

食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10月）を設ける

公布日：令和元年5月31日、施行日：令和元年10月1日

※基本方針の閣議決定：令和2年3月31日

基本方針等（第11条～第13条）

- i 政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- i 都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定

基本的施策（第14条～第19条）

- ① 消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等
※必要量に応じた食品の販売・購入、販売・購入をした食品を無駄にしないための取組等、消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発を含む
- ② 食品関連事業者等の取組に対する支援
- ③ 食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰
- ④ 食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究
- ⑤ 食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供
- ⑥ **フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討**

食品ロス削減推進会議（第20条～第25条）

内閣府に、関係大臣及び有識者を構成員とし、基本方針の案の作成等を行う食品ロス削減推進会議（会長：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））を設置

事業系食品ロスの削減に向けた取組

事業系食品ロスの発生要因と対策の方向

- 食品ロスの発生要因としては、いわゆる3分の1ルール等の商慣習や消費者の賞味期限への理解不足など。
- 事業系食品ロス削減に向けて、製配販の連携や消費者の理解の促進などフードチェーン全体での取組が必要。

	主な食品ロスの発生要因	対策の方向
食品製造業	○商慣習 ・食品小売業において賞味期間の 1/3 を超えたものを入荷しない、 2/3 を超えたものを販売しない ・先に入荷したもののより前の賞味期限のものは入荷しない	○商慣習の見直し
食品卸売業		
食品小売業		
	○販売機会の損失を恐れた多量の発注	○需要に見合った販売の推進
	○消費者の賞味期限への理解不足	○フードバンクとの連携
		○消費者への啓発
外食産業	○消費者の食べ残し	○「食べきり」「持ち帰り」の促進

納品期限の緩和、賞味期限の年月表示化、賞味期限の延長の三位一体の取組

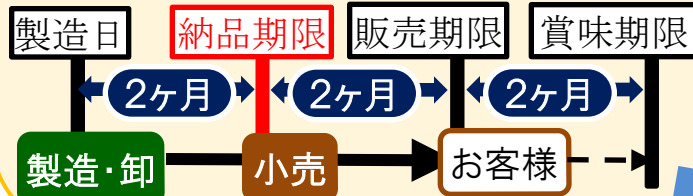
- 常温流通の加工食品は、「納品期限の緩和」「賞味期限の年月表示化」「賞味期限の延長」を三位一体で推進。

小売側のメリットが見えづらい

納品期限の緩和

賞味期間の1/3までに小売に納品しなければならない商慣習上の期限（1/3ルール）を1/2に緩和することを推進。

販売期間の短縮を小売側は懸念



同時に推進

賞味期限の年月表示化

日付逆転による納品拒否の防止や省力化の観点から、年月日ではなく、年月で賞味期限を表示することを推進。

日付の切り捨てによる賞味期間の短縮を製造側は懸念

R 1 . 9 . 17

R 1 . 8

納品期限が厳しいままでは限界

賞味期限の延長

どちらの問題にも貢献

	食品製造業	食品卸売業	食品小売業
納品期限緩和	○ (無駄な製造や在庫数量の減少)	—	× (販売期間の短縮)
賞味期限の年月表示化	△ ((+) 在庫管理の効率化) ((-) 賞味期間が最大1ヶ月短縮)	○ (在庫管理の効率化)	○ (品出し業務等の効率化)

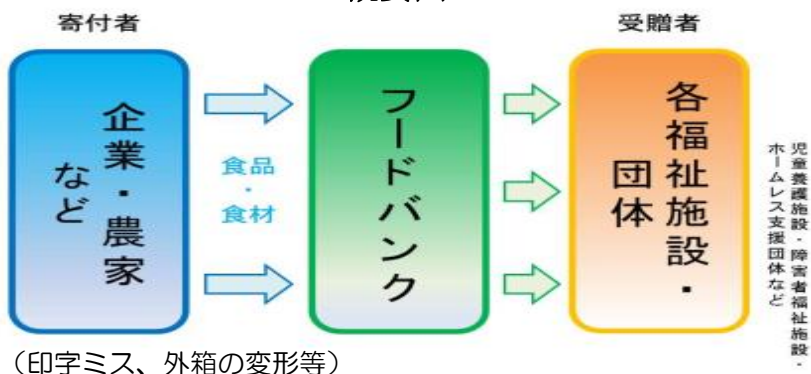
フードバンク活動の推進・支援

フードバンク活動の推進



- 生産、流通、消費などの過程で発生する未利用食品を食品企業や農家などからの寄付を受けて、必要としている人や施設等に提供する取組。
- もともと米国で始まり、既に約50年の歴史があるが、我が国では、ようやく広がり始めたところ。
(日本では北海道から沖縄まで234団体が活動)
- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、生活困窮者へ食品を届きやすくすることが課題となっており、こども食堂等へ食品の提供を行っているフードバンクの役割の重要性が高まっている。

概要図



フードバンク活動に対する課題

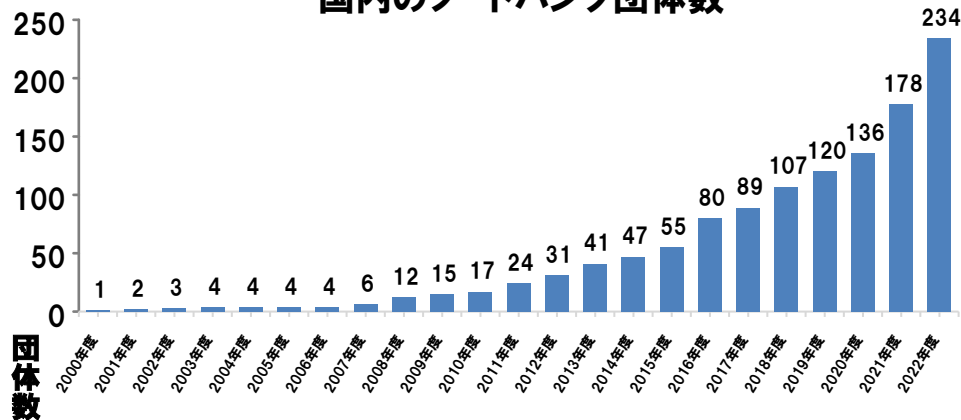
供給側（食品関連事業者）の意見

- 食品廃棄物の不正転売を受け、フードバンクから横流や不適切な廃棄をされないか不安。（物品管理をしっかりやってもらわないと供給できない。）
- 衛生管理の規定を設けていないフードバンクへの提供には不安を感じる。

フードバンク側の意見

- 組織の運営基盤が弱く、マンパワーが不足。
- 認知度が低く、利用者・寄付者のマッチングが効率的に行われていない。
- 生鮮食料品は品質劣化が早く、寄贈が不定期、かつ品目・量にも偏りがあり、寄附先のニーズとのマッチングが難しく、取り扱いにくい。
- 肉・魚については、保冷車や冷蔵冷凍設備が必要で新たな投資が必要で、寄附先における保存状態の把握も必要でリスクが高い。

国内のフードバンク団体数



農林水産省におけるフードバンクへの支援事業



スタートアップ、先進的取組への支援

(令和5年度当初概算決定) 食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援【92百万円】

1. フードバンク活動団体のスタートアップ支援
設立間もない団体等に対して
①検討会や研修会開催(定額補助)、
②運搬用車両、一時保管用倉庫(冷蔵庫・冷凍庫を含む)等の賃借料(1/2補助)を支援。
2. フードバンク活動団体の先進的取組支援
広域連携等、先進的な取組を行うフードバンクに対して、その取組に必要な経費を支援(1/2補助)。

食品の受入れ・提供の拡大への支援

(令和4年度補正予算) 食品ロス削減及びフードバンク支援緊急対策事業【300百万円】

子ども食堂等向けの食品の受入れ・提供を拡大するために必要となる運搬用車両、一時保管用倉庫(冷蔵庫・冷凍庫を含む)等の賃借料、輸配送費を支援(定額補助)。

活動強化に向けた専門家派遣等

(令和4年度補正予算) 食品ロス削減及びフードバンク支援緊急対策事業【300百万円】

1. 専門家派遣等
食品の取扱量拡大、食品提供元となる企業や食品提供先となる子ども食堂等とのマッチング、活動計画策定等に必要なノウハウ獲得を促進するため、専門家派遣等によるサポートを実施。
2. ネットワーク強化
食品の取扱量拡大に向け、食品企業や子ども食堂等とのマッチングやフードバンク間のノウハウ共有等を推進するため、情報交換会等のネットワーク強化のサポートを実施。

フードバンク活動の手引き

- 食品の品質管理やトレーサビリティに関するフードバンクの適切な運営をすすめるため、信頼性向上と取扱数量の増加につなげるため、フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引きを作成。（2016年11月公表、2018年9月改正）

手引きの対象範囲

国内のフードバンク活動のうち、食品関連事業者等から提供された食品の譲渡に係る活動

手引きの主な内容

◆食品の提供又は譲渡における原則

食品提供事業者及びフードバンク活動団体は、受取先の要望を踏まえ、食品衛生上問題のない食品を提供又は譲渡

◆関係者におけるルールづくり

食品提供事業者、フードバンク活動団体、福祉関係団体は、食品の受け渡しに係る合意書を双方で保有（合意書の例を手引きに添付）

◆提供にあたって行うべき食品の品質・衛生管理

食品提供事業者 - 食品の安全性に係る確認

フードバンク活動団体 - 食品の保管・荷捌き場所の確保と衛生管理、記録表の記載

◆情報の記録及び伝達

衛生管理や食品提供履歴に関する記録表を作成し、食品の情報を保管し、安全性に疑義が生じた際に速やかに情報を伝達

手引きの概要・全文はこちら

（下記サイトの「5.フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」）

http://www.maff.go.jp/j/ohkai/ucsp/rcovale/evaku_jacc/foodbank.html



フードバンク情報交換会について

- 「食品ロス」の削減に向けて、「フードバンク活動」の周知・促進、フードバンクと食品関連事業者等との交流を目的とした情報交換会を開催。
- 情報交換会の中ではフードバンク活動団体の取組状況や、フードバンクに食品提供する事業者の取組事例等を紹介。また活動を推進していくための課題や改善策について意見交換を行っている。

●開催実績

年度	開催回数	場所
H28年度	8回	札幌、仙台、東京、金沢、名古屋、大阪、広島、福岡 (補助事業の一環として実施)
H29年度	7回	仙台、東京(2回開催)、名古屋、大阪、岡山、福岡 (補助事業の一環として実施)
H30年度	10回	札幌、仙台、埼玉、金沢、名古屋、大阪、岡山、高松、熊本、那覇 (各農政局において主催)
R元年度	7回	仙台、埼玉、新潟、名古屋、京都、岡山、石垣 (各農政局において主催)
R2年度	5回	富山(2回開催)、名古屋、岡山、福岡 (各農政局において主催)
R3年度	6回	大阪、熊本、沖縄(オンライン)、中四国(オンライン)、北陸(オンライン)、東京
R4年度	13回	神奈川、愛知、大阪、熊本、中国地区(全4回、内3回オンライン)、四国地区(全4回)、沖縄

●フードバンクと食品関連事業者とのマッチング実績

食品提供企業名	提供食品
株式会社山形屋商店	油麩(仙台麩®)
福島中央青果卸売(株)	野菜・果物類
農業生産法人(有)登米ライスサービス	米
株式会社一正蒲鉾	水産練製品
マルサンアイ(株)	味噌
井村屋(株)	冷凍肉まん
石井食品(株)京丹波工場	リゾット等
弓ヶ浜水産(株)	水産品

<情報交換会の様子>



フードバンクへの食品提供・寄附にかかる税制上の取扱いについて

食品提供にかかる税制上の取扱い

- フードバンクへの食品の提供が、企業等の商品廃棄として行われるものであれば、その提供に要する費用を、提供時の損金の額に算入可能。
- 広告宣伝のために食品を提供する場合には、その提供に要する費用は広告宣伝費として損金の額に算入可能。
- 提供に要する費用とは「提供した食品の帳簿額」を指し、食品の引取費用（配送費等）を企業が負担している場合は、これらの費用も含む。

※企業の社内ルール等に基づいた商品廃棄処理の一環で行われる取引であること。

※企業とフードバンクとの合意書に、提供した食品の転売等の禁止や、その食品の取扱いに関する情報の記録及び保存、

結果報告のルールを定めており、提供した食品が目的外に使用されないことが担保されていること。

※企業が提供した食品の内容や提供量が分かる受取書等をフードバンクから受領する必要がある。

寄附にかかる税制上の取扱い

- 法人がフードバンクに支出した寄附金については、一般の寄附金として一定の限度額までが損金に算入可能。
- 認定NPO法人等などの特定のフードバンクに対する寄附金については、一般の寄附金とは別枠で損金算入限度額が設定される税制上の優遇措置あり。

フードバンクへの食品提供・寄附に係る税制上の取扱いについて（農林水産省ホームページ）

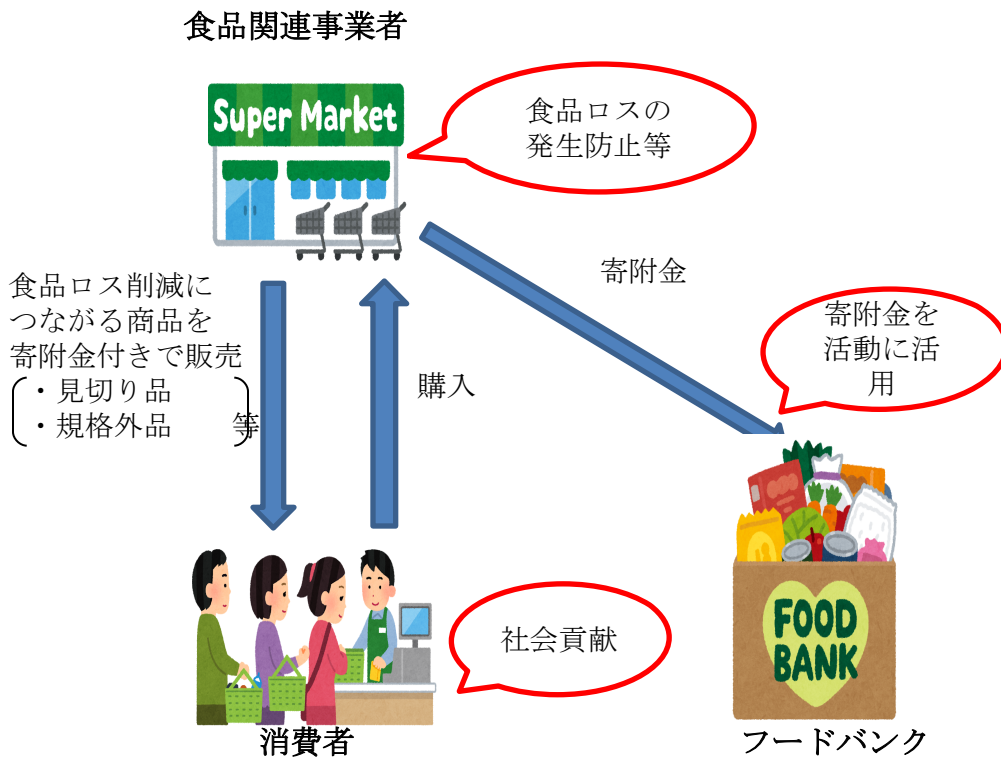
http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html



寄附金付き未利用食品モデル構築事業（令和4年度予算）

- 食品ロス削減につながる商品（見切り品等）を寄附金付きで販売し、利益の一部をフードバンク活動の支援等に活用する新たな仕組みの構築のための検討・実証を支援。
- 令和4年度は、地方の食品スーパー（高知県・静岡県）で実証販売を実施。

<事業イメージ>



<実証販売の様子>

株式会社サンプラザ（高知県）
株式会社三善（静岡県）

（店内パンフレット）

（売り場の様子）



（チラシ）



国の災害用備蓄食品の提供に関するポータルサイトについて

- 国の災害用備蓄食品のフードバンク等への提供について、農林水産省でポータルサイトを設け、各府省庁の情報を取りまとめて公表することとしたところ。（4月21日関係府省庁申合せ）
- ポータルサイトでは、各府省庁が無償提供する災害用備蓄食品について、①フードバンク等への引渡時期、品目、商品名、提供可能個数、申込期間等、②提供結果（提供先等）の情報を提供。
※ ポータルサイトの立ち上げ時には、各フードバンクに対して一斉に情報提供。その後も、案件がある都度に情報提供。
- ポータルサイトは令和3年5月28日に立ち上げ、中央省庁による災害用備蓄食品の提供について運用を開始。運用状況や地方自治体のニーズを踏まえ、地方自治体における提供情報についても掲載可能とする予定。

ポータルサイトの

内容

<募集中の案件等一覧>

※掲載先URL：

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/portal.html

省庁名	品目	商品名	申込期間	引渡時期	提供可能個数	引渡方法	詳細情報	各省掲載情報ページへのリンク	ポータル掲載日
A省	パックご飯	やわらかご飯	○月○日～○月○日 日まで	○月○日～○月○日 のいずれか	3,000食	引き取りまたはお届け	詳細は こちら をご覧ください	http:○○○ ○	○月○日

- ・リンクには以下の情報を掲載（各省より提供のあったエクセルファイルを掲載）

品目、商品名、内容量、1個当たりの重量、賞味期限、販売者・製造者、1箱当たりの大きさ（縦×横×高さ）、1箱当たりの個数、1箱当たりの重量、提供可能個数、提供可能箱数、引渡時期、引渡方法、引渡場所、申込期間、申込方法、問い合わせ先、配分方法のルール、各省ホームページへのリンク

- ・フードバンクは各省に直接申し込みをする

※募集を終了した案件については、提供結果（フードバンク名等）を掲載

1 食品ロス削減・プラスチック資源循環の推進

【令和6年度予算概算要求額 186 (186) 百万円】

<対策のポイント>

フードサプライチェーンにおける課題解決や未利用食品の提供等を通じた食品ロス削減の取組、農林水産業・食品産業におけるプラスチック資源循環の取組を支援します。

<事業目標>

- 2000年度比で事業系食品ロス量を半減（273万t [2030年度まで]）
- 海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロまで削減 [2050年まで]

<事業の内容>

1. 食品ロス削減総合対策事業 百万円

153 (153)

① 食品ロス削減等推進事業

(食品ロス削減等課題解決事業)

民間事業者等が行う食品ロス削減等に係る新規課題等の解決に必要な経費を支援します。(例：商慣習の見直しの検討、食品ロス削減等に係る優良事例調査等)

(食品事業者からの未利用食品提供の推進等)

ア 食品事業者からフードバンク等への寄附による未利用食品の取扱いの拡大に向けた食品衛生管理水準の向上、物品管理や効率的な配送システムの構築に必要なノウハウ獲得等を促進するため、専門家派遣等によるサポートを実施します。

イ 食品事業者とフードバンク等による広域連携等の先進的な取組に対し、未利用食品の輸配送費、倉庫・車両等の賃借料、情報交換会等の開催費等を支援します。

② 食品ロス削減調査等委託事業

食品ロス実態把握のため食品関連事業者のデータベースの整備を実施します。

2. プラスチック資源循環の推進 (33) 百万円

33

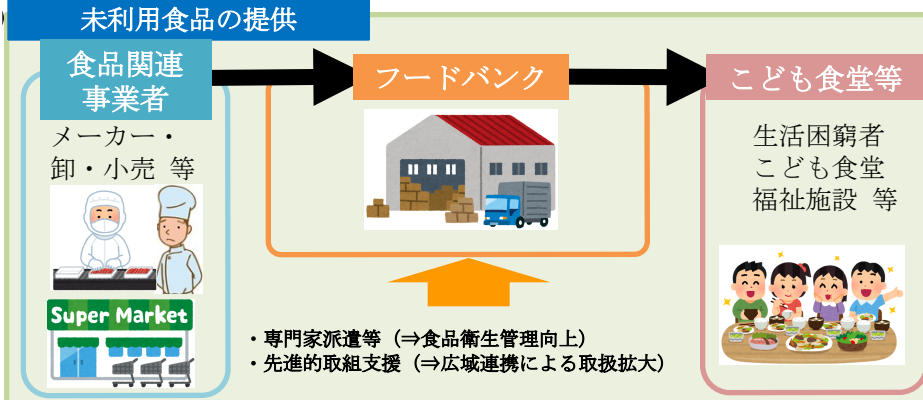
食品産業における環境配慮設計に関する情報収集や周知活動、持ち帰り容器のプラスチック削減に関する調査、漁業者等が連携した海洋プラスチックごみの排出抑制と循環利用の推進に向けた先進的事例調査、プラスチックを使用した被覆肥料に関する調査等の取組を支援します。

民間団体等
(独法を含む)

民間団体等

(1 ①食品事業者からの未利用食品提供の推進等のイの事業)

<事業イメージ>



プラスチック



【お問い合わせ先】

大臣官房新事業・食品産業部 外食・食文化課 (03-6744-2066)

<対策のポイント>

食品事業者からフードバンク等への未利用食品の提供による食品ロス削減を図るため、食品衛生管理水準の向上や効率的な配送システムの構築等フードバンク活動の強化に向けた専門家派遣等によるサポートを実施するとともに、広域連携等の先進的な取組を行う団体を支援します。

<事業目標>

2000年度比で事業系食品ロス量を半減（273万t [2030年度まで]）

<事業の内容>

1. 専門家派遣等

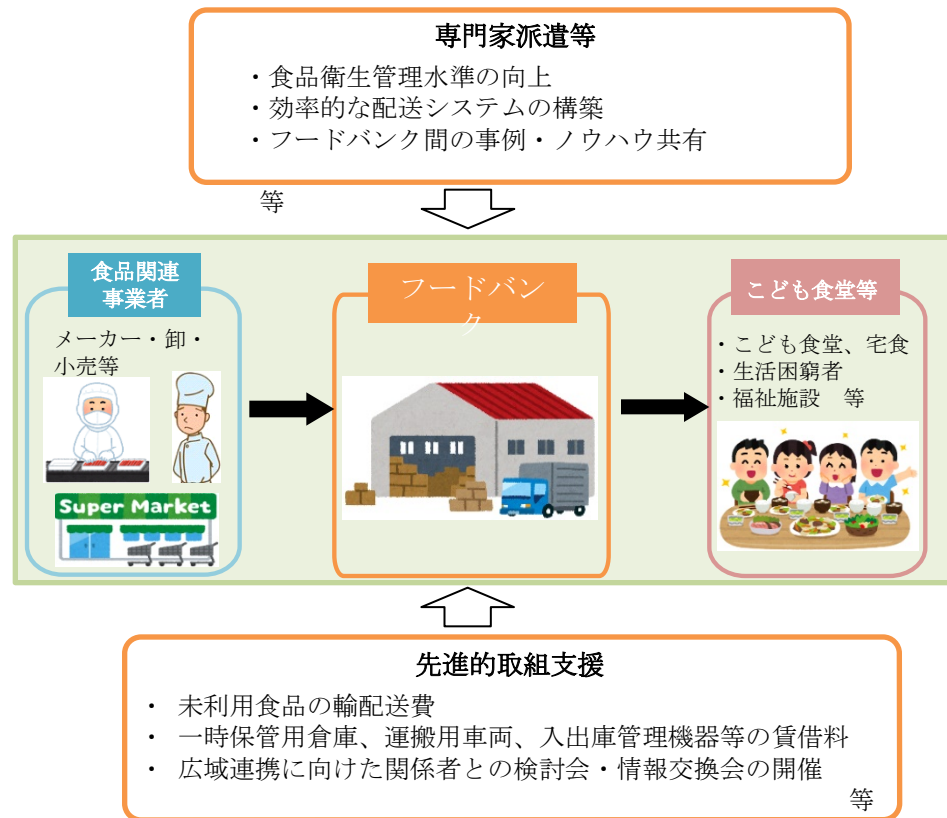
食品事業者からフードバンク等への寄付による未利用食品の取扱いの拡大に向けた食品衛生管理水準の向上、物品管理や効率的な配送システムの構築に必要なノウハウ獲得等を促進するため、専門家派遣等によるサポートを実施します。

フードバンクにおける食品の取扱量拡大に向け、食品事業者とのマッチングやフードバンク間のノウハウ共有等を推進するためのサポートを実施します。

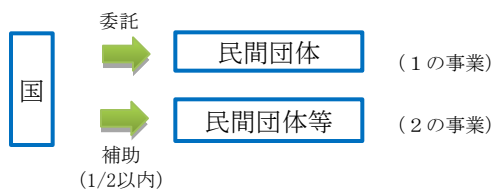
2. 先進的取組支援

遠隔地の食品事業者とのマッチングなど、県域を跨いだ広域のフードバンク活動を加速させ、地域単位では処理できない食品事業者からの大量の未利用食品の受け皿となる大規模かつ先進的な取組を行うフードバンクに対して、輸配送費、倉庫・車両等の賃借料、情報交換会の開催費等、先進的取組に必要な経費を支援します。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課 (03-6744-2066)